

議案第1号

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,693,240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,444,155千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第11号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		59,299,867	△290,000	59,009,867
	1 市 民 税	23,092,899	△350,000	22,742,899
	2 固 定 資 産 税	25,661,650	△20,000	25,641,650
	3 軽自動車税	1,223,515	20,000	1,243,515
	4 市たばこ税	2,775,053	50,000	2,825,053
	6 都市計画税	4,277,102	△9,000	4,268,102
	7 事業所税	2,250,147	10,000	2,260,147
	8 入 湯 税	19,500	9,000	28,500
2 地方譲与税		854,000	△13,000	841,000
	1 特別とん譲与税	174,000	△57,000	117,000
	2 自動車重量 譲与税	468,000	44,000	512,000
4 配当割交付金		505,000	△114,000	391,000
	1 配当割交付金	505,000	△114,000	391,000
7 地方消費税 交 付 金		9,174,000	△310,000	8,864,000
	1 地方消費税	9,174,000	△310,000	8,864,000
10 地方特例交付金		383,481	13,000	396,481
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	5,000	13,000	18,000
11 地方交付税		16,318,966	762,344	17,081,310
	1 地方交付税	16,318,966	762,344	17,081,310
13 分担金及 負 担 金		294,100	7,967	302,067
	1 負 担 金	294,100	7,967	302,067
14 使用料及 手 数 料		2,574,177	△23,403	2,550,774
	1 使 用 料	1,848,384	△11,850	1,836,534
	2 手 数 料	725,793	△11,553	714,240
15 国庫支出金		41,756,122	253,104	42,009,226
	1 国庫負担金	24,338,936	588,777	24,927,713
	2 国庫補助金	3,867,469	△272,850	3,594,619

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 国庫交付金	13,525,197	△64,563	13,460,634
	4 国庫委託金	24,520	1,740	26,260
16 県支出金		11,624,631	△203,651	11,420,980
	1 県負担金	8,147,260	252,138	8,399,398
	2 県補助金	2,548,247	△379,041	2,169,206
	3 県交付金	851,484	△76,360	775,124
	4 県委託金	74,140	△388	73,752
17 財産収入		396,522	△13,218	383,304
	1 財産運用収入	295,307	4,562	299,869
	2 財産売払収入	101,215	△17,780	83,435
18 寄附金		1,979,253	506,908	2,486,161
	1 寄附金	1,979,253	506,908	2,486,161
19 繰入金		312,530	△12,920	299,610
	1 基金繰入金	149,758	△12,313	137,445
	2 特別会計繰入金	162,772	△607	162,165
20 繰越金		1	2,332,403	2,332,404
	1 繰越金	1	2,332,403	2,332,404
21 諸収入		3,672,265	139,006	3,811,271
	4 受託事業収入	575,356	△123,777	451,579
	7 雑収入	1,315,218	262,783	1,578,001
22 市債		10,505,000	△341,300	10,163,700
	1 市債	10,505,000	△341,300	10,163,700
歳入合計		160,750,915	2,693,240	163,444,155

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		888,318	227	888,545
	1 議会費	888,318	227	888,545
2 総務費		11,869,477	2,441,551	14,311,028
	1 総務管理費	7,022,869	2,576,862	9,599,731
	2 徴税費	1,501,363	△13,584	1,487,779
	3 市民生活費	582,863	20,184	603,047
	4 戸籍住民基本台帳費	732,361	△76,807	655,554
	5 選挙費	385,035	△67,373	317,662
	6 統計調査費	40,969	1,062	42,031
	7 文化スポーツ費	1,421,191	2,895	1,424,086
	8 監査委員費	110,963	△1,176	109,787
	9 人事委員会費	71,863	△512	71,351
3 民生費		77,604,295	1,575,342	79,179,637
	1 社会福祉費	34,948,296	183,116	35,131,412
	2 生活保護費	17,878,064	785,639	18,663,703
	3 児童福祉費	20,522,175	722,459	21,244,634
	5 年金保険費	3,736,024	△141,862	3,594,162
	6 市民福祉費	507,454	25,990	533,444
4 衛生費		10,277,933	△628,021	9,649,912
	1 保健衛生費	5,268,137	△505,243	4,762,894
	2 清掃費	4,753,753	△125,974	4,627,779
	3 環境保全費	256,043	3,196	259,239
5 農林水産業費		929,453	△1,908	927,545
	1 農業費	669,512	7,944	677,456
	2 農林緑花費	121,794	△2,671	119,123
	3 水産業費	138,147	△7,181	130,966
6 商工費		5,109,032	△130,179	4,978,853
	1 商工費	3,330,909	△129,850	3,201,059
	2 観光費	1,778,123	△329	1,777,794

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土 木 費		10,994,850	△80,050	10,914,800
	1 土 木 管 理 費	971,819	△18,491	953,328
	2 道 路 橋 梁 費	4,124,021	△35,497	4,088,524
	3 河 川 費	734,986	29,466	764,452
	4 都 市 計 画 費	976,068	△8,046	968,022
	5 都 市 計 画 道 路 費	996,244	0	996,244
	6 公 園 費	603,687	△3,132	600,555
	7 下 水 道 費	374,040	10,464	384,504
	8 住 宅 費	2,213,985	△54,814	2,159,171
8 消 防 費		5,618,033	△238,939	5,379,094
	1 消 防 費	5,618,033	△238,939	5,379,094
9 教 育 費		10,337,149	△144,984	10,192,165
	1 教 育 総 務 費	2,043,990	△46,119	1,997,871
	2 小 学 校 費	3,181,645	△58,047	3,123,598
	3 中 学 校 費	855,371	△44,013	811,358
	4 高 等 学 校 費	643,995	16,576	660,571
	5 幼 稚 園 費	481,091	△12,262	468,829
	6 社 会 教 育 費	2,584,620	△20,813	2,563,807
	7 保 健 体 育 費	546,437	19,694	566,131
10 公 債 費		18,224,661	9,113	18,233,774
	1 公 債 費	18,224,661	9,113	18,233,774
11 諸 支 出 金		8,661,966	△108,614	8,553,352
	1 公 営 企 業 費	8,661,966	△108,614	8,553,352
13 災 害 復 旧 費		165,748	△298	165,450
	1 令 和 5 年 度 発 生 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	73,691	△3,488	70,203
	5 令 和 5 年 度 発 生 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	—	3,190	3,190
歳 出 合 計		160,750,915	2,693,240	163,444,155

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度生活営農資金利子補給事業	令和6年度 令和12年度	貸付限度額5,500千円の 年0.425%の利息相当額
合	計	

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河川県工事負担金	27,100	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
令和5年度発生教育施設災害復旧事業	1,000	〃	〃	〃
計	28,100			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公用自動車購入事業	7,300	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	7,000	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
庁舎整備事業	111,400	〃	〃	〃	43,500	〃	〃	〃
文化施設整備事業	15,100	〃	〃	〃	12,800	〃	〃	〃
社会福祉施設整備事業	3,500	〃	〃	〃	2,100	〃	〃	〃
保育所整備事業	8,900	〃	〃	〃	9,200	〃	〃	〃
児童館整備事業	3,500	〃	〃	〃	1,300	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	16,500	〃	〃	〃	15,100	〃	〃	〃
環境保全事業	5,200	〃	〃	〃	2,700	〃	〃	〃
農業施設整備事業	140,700	〃	〃	〃	146,300	〃	〃	〃
沿岸漁場整備開発事業	6,400	〃	〃	〃	5,400	〃	〃	〃
観光基盤施設整備事業	463,300	〃	〃	〃	460,300	〃	〃	〃

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
和歌山城公園整備事業	48,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	45,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
道路施設改善事業	694,200	〃	〃	〃	691,200	〃	〃	〃
地方道整備事業	926,200	〃	〃	〃	916,000	〃	〃	〃
公園施設整備事業	129,300	〃	〃	〃	132,300	〃	〃	〃
水路維持事業	4,000	〃	〃	〃	28,000	〃	〃	〃
下水道施設管理事業	49,900	〃	〃	〃	59,300	〃	〃	〃
下水路整備事業	64,300	〃	〃	〃	69,100	〃	〃	〃
住宅改善事業	322,600	〃	〃	〃	312,000	〃	〃	〃
消防施設整備事業	693,600	〃	〃	〃	568,100	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	158,600	〃	〃	〃	65,900	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	163,900	〃	〃	〃	142,500	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	8,600	〃	〃	〃	6,500	〃	〃	〃
地区集会所整備事業	2,700	〃	〃	〃	2,000	〃	〃	〃
コミュニティセンター整備事業	16,400	〃	〃	〃	15,100	〃	〃	〃
水道事業会計出資金	568,200	〃	〃	〃	507,300	〃	〃	〃
令和5年度発生農林水産施設災害復旧事業	48,700	〃	〃	〃	46,000	〃	〃	〃
計	10,505,000				10,135,600			

議案第2号

令和5年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,315,891千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,790,580千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,776,983	△2,617,872	4,159,111
	1 国民健康保険料	6,776,983	△2,617,872	4,159,111
3 国庫支出金		1,125	328	1,453
	1 国庫補助金	1,125	328	1,453
4 県支出金		29,443,101	△1,281,329	28,161,772
	2 県交付金	29,377,364	△1,281,329	28,096,035
5 繰入金		3,681,274	△136,975	3,544,299
	1 一般会計繰入金	3,681,274	△136,975	3,544,299
6 繰越金		1	2,739,726	2,739,727
	1 繰越金	1	2,739,726	2,739,727
7 諸収入		202,986	△19,769	183,217
	2 雑収入	202,985	△19,769	183,216
歳入合計		40,106,471	△1,315,891	38,790,580

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		550,237	△7,387	542,850
	1 総務管理費	550,237	△7,387	542,850
2 保険給付費		29,198,404	△1,286,257	27,912,147
	1 療養諸費	25,438,301	△1,173,000	24,265,301
	2 高額療養費	3,615,000	△110,000	3,505,000
	4 出産育児諸費	112,392	10,004	122,396
	6 傷病手当諸費	16,511	△13,261	3,250
4 共同事業拠出金		30	△30	0
	1 共同事業拠出金	30	△30	0
5 保健事業費		359,561	△15,059	344,502
	1 特定健康診査等 事業費	293,840	△4,983	288,857
	2 保健事業費	65,721	△10,076	55,645
6 公 債 費		790	△790	0
	1 公 債 費	790	△790	0
7 諸 支 出 金		153,616	△6,368	147,248
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	153,616	△6,368	147,248
歳 出 合 計		40,106,471	△1,315,891	38,790,580

議案第3号

令和5年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61,891千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ912,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び 手 数 料		243,559	△8,697	234,862
	1 使用料	243,558	△8,697	234,861
3 繰入金		229,268	△15,576	213,692
	1 一般会計繰入金	229,268	△15,576	213,692
4 諸収入		221,002	△37,618	183,384
	1 雑入	221,002	△37,618	183,384
歳入合計		973,929	△61,891	912,038

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		852,237	△58,916	793,321
	1 卸売市場費	852,237	△58,916	793,321
2 公債費		87,085	△2,975	84,110
	1 公債費	87,085	△2,975	84,110
歳出合計		973,929	△61,891	912,038

議案第4号

令和5年度和歌山市土地造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度和歌山市土地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,754千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ375,529千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		356,857	△1,754	355,103
	1 一般会計繰入金	356,857	△1,754	355,103
歳入合計		377,283	△1,754	375,529

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		1,754	△1,754	0
	1 公債費	1,754	△1,754	0
歳出合計		377,283	△1,754	375,529

議案第5号

令和5年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,943千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		747	△747	0
	1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業 一般会計繰入金	747	△747	0
2 繰越金		5,907	△3,242	2,665
	1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業繰越金	5,907	△3,242	2,665
3 諸収入		-	46	46
	1 東和歌山第一地区 土地区画整理事業雑入	-	46	46
歳入合計		6,654	△3,943	2,711

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費		6,654	△3,989	2,665
	1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費	6,654	△3,989	2,665
2 諸支出金		-	46	46
	1 東和歌山第一地区 土地区画整理事業繰出金	-	46	46
歳出合計		6,654	△3,943	2,711

議案第6号

令和5年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,026千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		35,156	△6,026	29,130
	1 貸付金収入	35,156	△6,026	29,130
歳入合計		35,156	△6,026	29,130

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅改修資金貸付事業費		156	△156	0
	1 住宅改修資金貸付事業費	156	△156	0
2 前年度繰上金充用		35,000	△5,870	29,130
	1 前年度繰上金充用	35,000	△5,870	29,130
歳出合計		35,156	△6,026	29,130

議案第7号

令和5年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,988千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ581,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		588,884	△6,988	581,896
	2 雑入	348,057	△6,988	341,069
歳入合計		588,884	△6,988	581,896

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅新築資金貸付事業費		2,603	△2,603	0
	1 住宅新築資金貸付事業費	2,603	△2,603	0
2 前年度繰上金充用		586,281	△4,385	581,896
	1 前年度繰上金充用	586,281	△4,385	581,896
歳出合計		588,884	△6,988	581,896

議案第8号

令和5年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,773千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235,617千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		239,390	△3,773	235,617
	2 雑入	120,972	△3,773	117,199
歳入合計		239,390	△3,773	235,617

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 宅地取得資金貸付事業費		1,058	△1,058	0
	1 宅地取得資金貸付事業費	1,058	△1,058	0
2 前年度繰上金充用		238,332	△2,715	235,617
	1 前年度繰上金充用	238,332	△2,715	235,617
歳出合計		239,390	△3,773	235,617

議案第9号

令和5年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,565千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,647,498千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び 手 数 料		226,618	25,040	251,658
	1 使用料	226,618	25,040	251,658
3 諸 収 入		1,438,165	△43,605	1,394,560
	1 雑 入	1,438,165	△43,605	1,394,560
歳 入 合 計		1,666,063	△18,565	1,647,498

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場管理費		89,301	1,493	90,794
	1 駐車場管理費	89,301	1,493	90,794
2 道路駐車場 管 理 費		98,462	△47	98,415
	1 道路駐車場 管 理 費	98,462	△47	98,415
3 前年度繰上 充 用 金		1,478,000	△20,011	1,457,989
	1 前年度繰上 充 用 金	1,478,000	△20,011	1,457,989
歳 出 合 計		1,666,063	△18,565	1,647,498

議案第10号

令和5年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入予算補正（第1号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		233,170	20,726	253,896
	1 繰越金	233,170	20,726	253,896
3 諸収入		112,167	△20,726	91,441
	1 貸付金収入	112,157	△20,726	91,431
歳入合計		347,292	0	347,292

議案第11号

令和5年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,241,084千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,734,164千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		11,299,965	△422,446	10,877,519
	1 国庫負担金	7,829,951	△280,983	7,548,968
	2 国庫交付金	3,468,416	△145,286	3,323,130
	3 国庫補助金	1,598	3,823	5,421
4 県支出金		5,865,227	△211,336	5,653,891
	1 県負担金	5,655,303	△191,241	5,464,062
	2 県交付金	209,924	△20,095	189,829
5 支払基金交付金		11,575,419	△416,792	11,158,627
	1 支払基金交付金	11,575,419	△416,792	11,158,627
6 財産収入		477	9	486
	1 財産運用収入	477	9	486
7 繰入金		7,562,307	△840,990	6,721,317
	1 一般会計繰入金	6,762,805	△273,394	6,489,411
	2 基金繰入金	799,502	△567,596	231,906
8 繰越金		1	650,471	650,472
	1 繰越金	1	650,471	650,472
歳入合計		43,975,248	△1,241,084	42,734,164

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		779,607	△69,984	709,623
	1 総務管理費	327,637	11,968	339,605
	2 介護認定費	451,970	△81,952	370,018
2 保険給付費		41,503,968	△1,453,000	40,050,968
	1 介護サービス等諸費	40,168,875	△1,455,500	38,713,375
	5 その他諸費	37,738	2,500	40,238
3 地域支援事業費		1,572,933	△156,985	1,415,948
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,362,910	△150,000	1,212,910
	3 包括的支援事業・任意事業費	197,948	△6,985	190,963
4 基金積立金		477	9	486
	1 基金積立金	477	9	486
5 諸支出金		113,263	438,876	552,139
	1 償還金及び還付加算金	12,511	439,529	452,040
	2 重層的支援体制整備事業繰出金	100,752	△653	100,099
歳出合計		43,975,248	△1,241,084	42,734,164

議案第12号

令和5年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,788,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		4,492,069	△105,306	4,386,763
	1 後期高齢者医療保険料	4,492,069	△105,306	4,386,763
3 繰入金		6,202,031	19,253	6,221,284
	1 一般会計繰入金	6,202,031	19,253	6,221,284
4 繰越金		1	170,511	170,512
	1 繰越金	1	170,511	170,512
歳入合計		10,704,365	84,458	10,788,823

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		10,624,083	84,458	10,708,541
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	10,624,083	84,458	10,708,541
歳出合計		10,704,365	84,458	10,788,823

議案第13号

令和5年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ168,807千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ753,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		651,000	△168,807	482,193
	1 財産売払収入	651,000	△168,807	482,193
歳入合計		922,420	△168,807	753,613

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国道42号 事業費		922,420	△168,807	753,613
	1 国道42号 事業費	922,420	△168,807	753,613
歳出合計		922,420	△168,807	753,613

議案第14号

令和5年度和歌山市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和5年度和歌山市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度和歌山市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条を次のように改める。

(1) 給水戸数	186,630戸
(2) 年間総配水量	46,553,000 m ³
(3) 一日平均配水量	127,194 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	2,447,477千円
配水施設整備事業	168,396千円
原浄水施設新設改良事業	138,890千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	7,736,631千円	△112,018千円	7,624,613千円
第1項 営業収益	7,144,393千円	△99,503千円	7,044,890千円
第2項 営業外収益	592,238千円	△12,515千円	579,723千円
	支	出	
第1款 水道事業費	7,382,690千円	△38,668千円	7,344,022千円
第1項 営業費用	6,551,020千円	△47,158千円	6,503,862千円
第2項 営業外費用	798,670千円	8,490千円	807,160千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,631,269千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,600,021千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額241,976千円、過年度分損益勘定留保資金873,631千円及び当年度分損益勘定留保資金2,515,662千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額232,225千円、減債積立金247,144千円、過年度分損益勘定留保資金842,236千円及び当年度分損益勘定留保資金2,278,416千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	2,275,100千円	△99,972千円	2,175,128千円
第1項 企業債	1,635,400千円	△99,500千円	1,535,900千円
第2項 出資金	568,218千円	△60,845千円	507,373千円

第4項 負担金 67,449千円 60,373千円 127,822千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出 5,906,369千円 △131,220千円 5,775,149千円

第1項 建設改良費 2,934,194千円 △131,220千円 2,802,974千円

第5条 予算第5条の表に次の表を加える。

事 項	期 間	限 度 額
加納浄水場更新設備事業その2	令和6年度から 令和8年度まで	千円 95,390

第6条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水管 整備事業	千円 1,382,300	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和5年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設 整備事業	72,900			
施設 整備事業	80,700			

第7条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,182,497千円	△62,416千円	1,120,081千円

第8条 予算第10条中「9,256千円」を「6,996千円」に改める。

第9条 予算第11条中「236,256千円」を「233,824千円」に改める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第15号

令和5年度和歌山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度和歌山市工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度和歌山市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

- (1) 給水工場数 44工場
- (2) 年間総配水量 81,058,000 m³
- (3) 一日平均配水量 221,470 m³
- (4) 主要な建設改良事業
 原浄水施設新設改良事業 104,646千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 工業用水道事業収益	2,357,238千円	△4,019千円	2,353,219千円
第1項 営業収益	2,275,759千円	△4,532千円	2,271,227千円
第2項 営業外収益	81,479千円	513千円	81,992千円
第1款 工業用水道事業費	1,899,323千円	△21,941千円	1,877,382千円
第1項 営業費用	1,708,058千円	△20,726千円	1,687,332千円
第2項 営業外費用	181,265千円	△1,215千円	180,050千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額179,738千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,167,291千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,781千円及び減債積立金169,957千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,904千円、減債積立金635,344千円及び過年度分損益勘定留保資金524,043千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 工業用水道事業 資本的収入	589,186千円	△15,300千円	573,886千円
第1項 企業債	71,400千円	△15,300千円	56,100千円
第1款 工業用水道事業 資本的支出	768,924千円	972,253千円	1,741,177千円

第1項 建設改良費 133,580千円 △27,747千円 105,833千円
 第3項 投資 -千円 1,000,000千円 1,000,000千円

第5条 予算第6条を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	千円 56,100	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和5年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	268,616千円	△29,121千円	239,495千円

第7条 予算第10条中「1,984千円」を「1,832千円」に改める。

第8条 予算第11条中「75,917千円」を「83,625千円」に改める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第16号

令和5年度和歌山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度和歌山市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度和歌山市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

- (1) 処理面積 2,469 ha
- (2) 年間処理水量 29,929,000 m³
- (3) 一日平均処理水量 81,773 m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - 管渠整備事業 2,808,278 千円
 - ポンプ場整備事業 535,096 千円
 - 処理場整備事業 840,614 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	入	出	
第1款 下水道事業収益	12,209,968 千円		△99,116 千円		12,110,852 千円
第1項 営業収益	6,544,539 千円		△287,715 千円		6,256,824 千円
第2項 営業外収益	5,665,429 千円		188,590 千円		5,854,019 千円
第3項 特別利益	-千円		9 千円		9 千円
		支		出	
第1款 下水道事業費	11,016,581 千円		△91,108 千円		10,925,473 千円
第1項 営業費用	9,904,867 千円		△89,944 千円		9,814,923 千円
第2項 営業外費用	1,094,714 千円		△1,164 千円		1,093,550 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,075,079千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,087,233千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176,926千円、当年度分損益勘定留保資金3,897,924千円、繰越利益剰余金処分額130,989千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額172,443千円、減債積立金163,782千円、当年度分損益勘定留保資金2,881,768千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	入	出	
第1款 下水道事業資本的収入	7,051,669 千円		887,023 千円		7,938,692 千円
第1項 企業債	3,833,400 千円		57,300 千円		3,890,700 千円

第2項 補助金	2,364,627千円	△156,035千円	2,208,592千円
第3項 負担金	852,642千円	△14,242千円	838,400千円
第5項 他会計からの長期借入金	-千円	1,000,000千円	1,000,000千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	12,126,748千円	△100,823千円	12,025,925千円
第1項 建設改良費	4,291,760千円	△100,823千円	4,190,937千円

第5条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 2,191,600	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和5年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	201,000			
資本費平準化債	1,498,100			

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	882,043千円	△44,468千円	837,575千円

第7条 予算第10条中「7,844,672千円」を「7,799,315千円」に改める。

第8条 予算第12条中「211,578千円」を「212,850千円」に改める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第17号

令和5年度和歌山市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和5年度和歌山市農業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度和歌山市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第2条を次のように改める。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 処理戸数 | 332戸 |
| (2) 年間処理水量 | 99,670 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 272 m ³ |

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 農業集落排水事業費	158,343千円	△11,248千円	147,095千円
第1項 営業費用	140,326千円	△5,497千円	134,829千円
第2項 営業外費用	7,715千円	652千円	8,367千円
第3項 特別損失	9,302千円	△6,403千円	2,899千円

第4条 予算第4条の2に定めた未収金の金額「7千円」を「55千円」に、未払金の金額「8,900千円」を「5,585千円」に改める。

第5条 予算第7条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	27,595千円	△10,492千円	17,103千円

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第18号

令和5年度和歌山市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度和歌山市漁業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度和歌山市漁業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

(1) 処 理 戸 数	656 戸
(2) 年 間 処 理 水 量	132,367 m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	362 m ³

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 漁業集落排水事業収益	165,002千円	△291千円	164,711千円
第1項 営業収益	30,612千円	△291千円	30,321千円
	支	出	
第1款 漁業集落排水事業費	153,471千円	△9,893千円	143,578千円
第1項 営業費用	130,414千円	△4,225千円	126,189千円
第2項 営業外費用	11,903千円	553千円	12,456千円
第3項 特別損失	10,154千円	△6,221千円	3,933千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額41,767千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額41,758千円」に、「当年度利益剰余金処分額11,422千円」を「当年度利益剰余金処分額11,413千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 漁業集落排水事業 資本的収入	5,088千円	9千円	5,097千円
第2項 分担金	194千円	9千円	203千円

第5条 予算第4条の2に定めた未収金の金額「2,527千円」を「2,360千円」に、未払金の金額「8,952千円」を「4,811千円」に改める。

第6条 予算第7条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	27,602千円	△10,492千円	17,110千円

第7条 予算第9条中「11,422千円」を「11,413千円」に改め、次のように処分するものとする。

(1) 減債積立金 11,413千円

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第19号

和歌山市退職手当基金条例の制定について
和歌山市退職手当基金条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市退職手当基金条例

(設置)

第1条 和歌山市職員の退職手当に関する条例(昭和37年条例第32号)の規定に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、和歌山市退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。

議案第20号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第34条第1号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第6号中「閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「又は戸籍法第48条第2項」を「、戸籍法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6）除籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。） 1件 700円

第34条第3号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。） 1件 400円

附 則

この条例は、令和6年3月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第21号

市道路線認定について

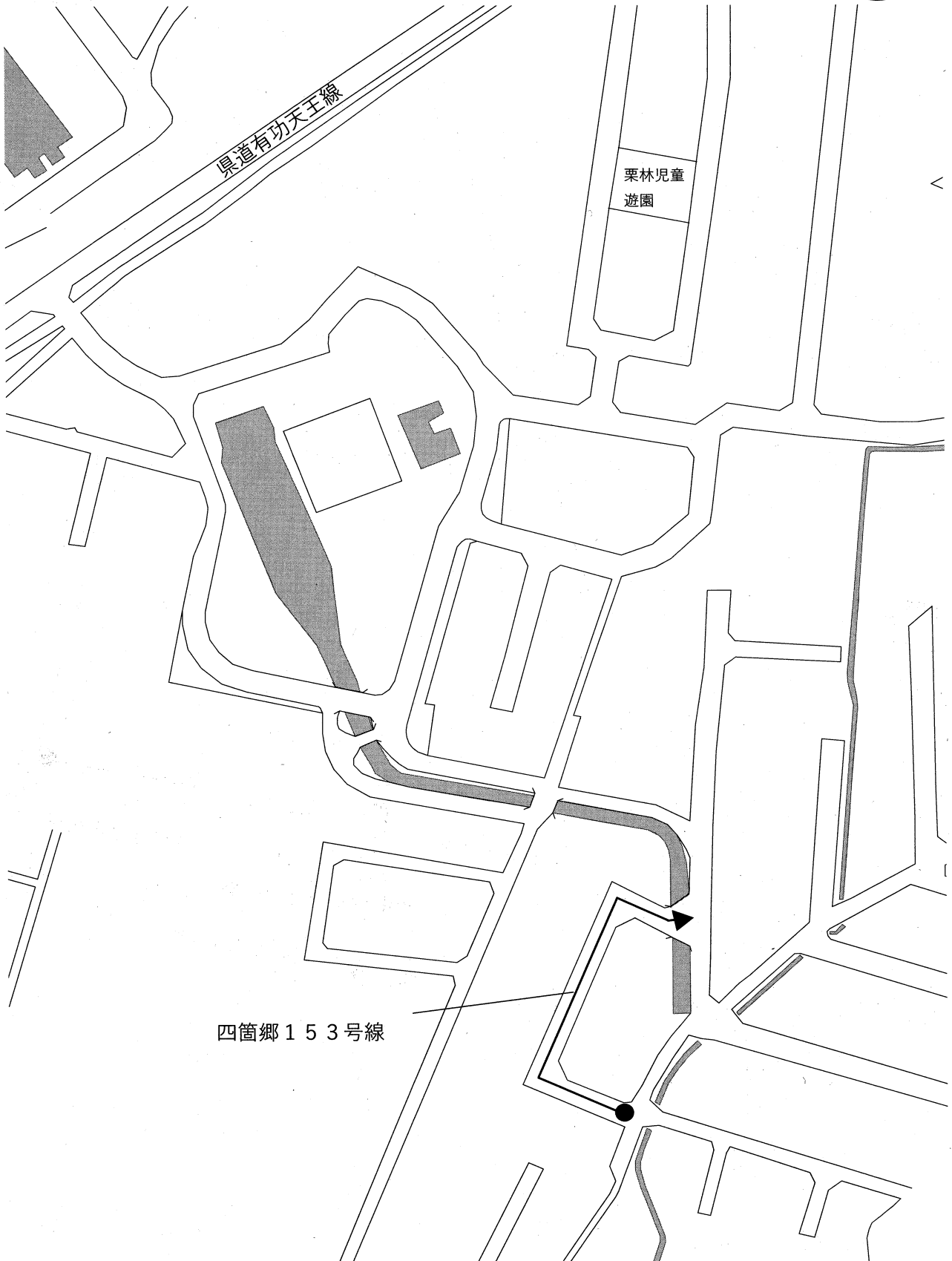
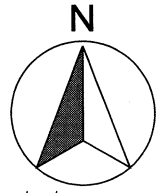
道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

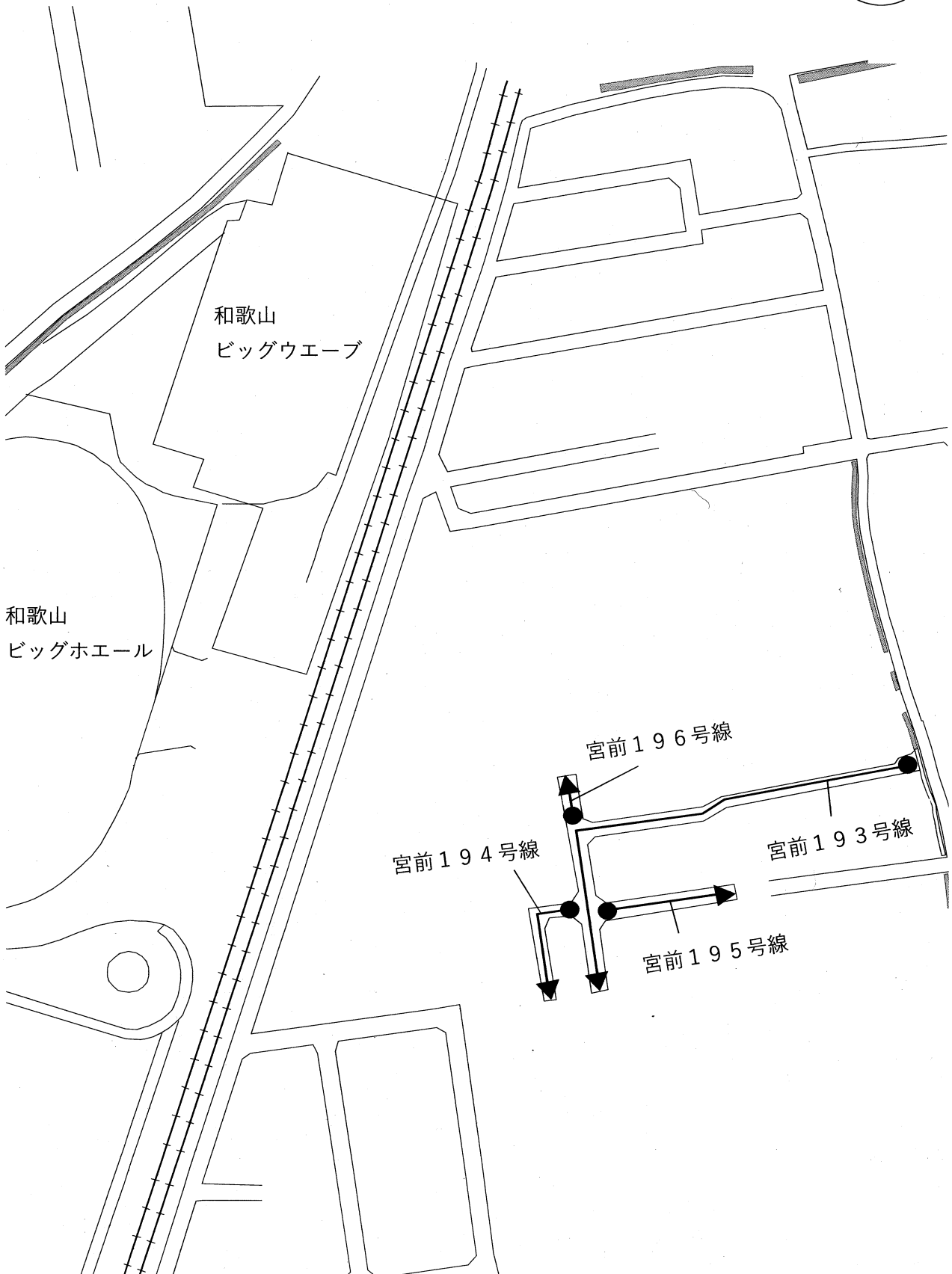
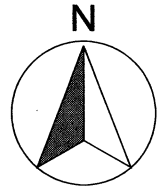
整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
13-153	四箇郷153号線	和歌山市有本 和歌山市有本		
16-193	宮前193号線	和歌山市北出島 和歌山市北出島		
16-194	宮前194号線	和歌山市北出島 和歌山市北出島		
16-195	宮前195号線	和歌山市北出島 和歌山市北出島		
16-196	宮前196号線	和歌山市北出島 和歌山市北出島		
23-206	楠見206号線	和歌山市粟 和歌山市粟		
25-170	岡崎170号線	和歌山市神前 和歌山市神前		
25-171	岡崎171号線	和歌山市神前 和歌山市神前		
25-172	岡崎172号線	和歌山市神前 和歌山市神前		
28-255	安原255号線	和歌山市相坂 和歌山市相坂		
28-256	安原256号線	和歌山市相坂 和歌山市相坂		
31-195	有功195号線	和歌山市園部 和歌山市園部		
31-196	有功196号線	和歌山市園部 和歌山市園部		
37-228	紀伊228号線	和歌山市府中 和歌山市弘西		
37-229	紀伊229号線	和歌山市府中 和歌山市府中		

路線認定図

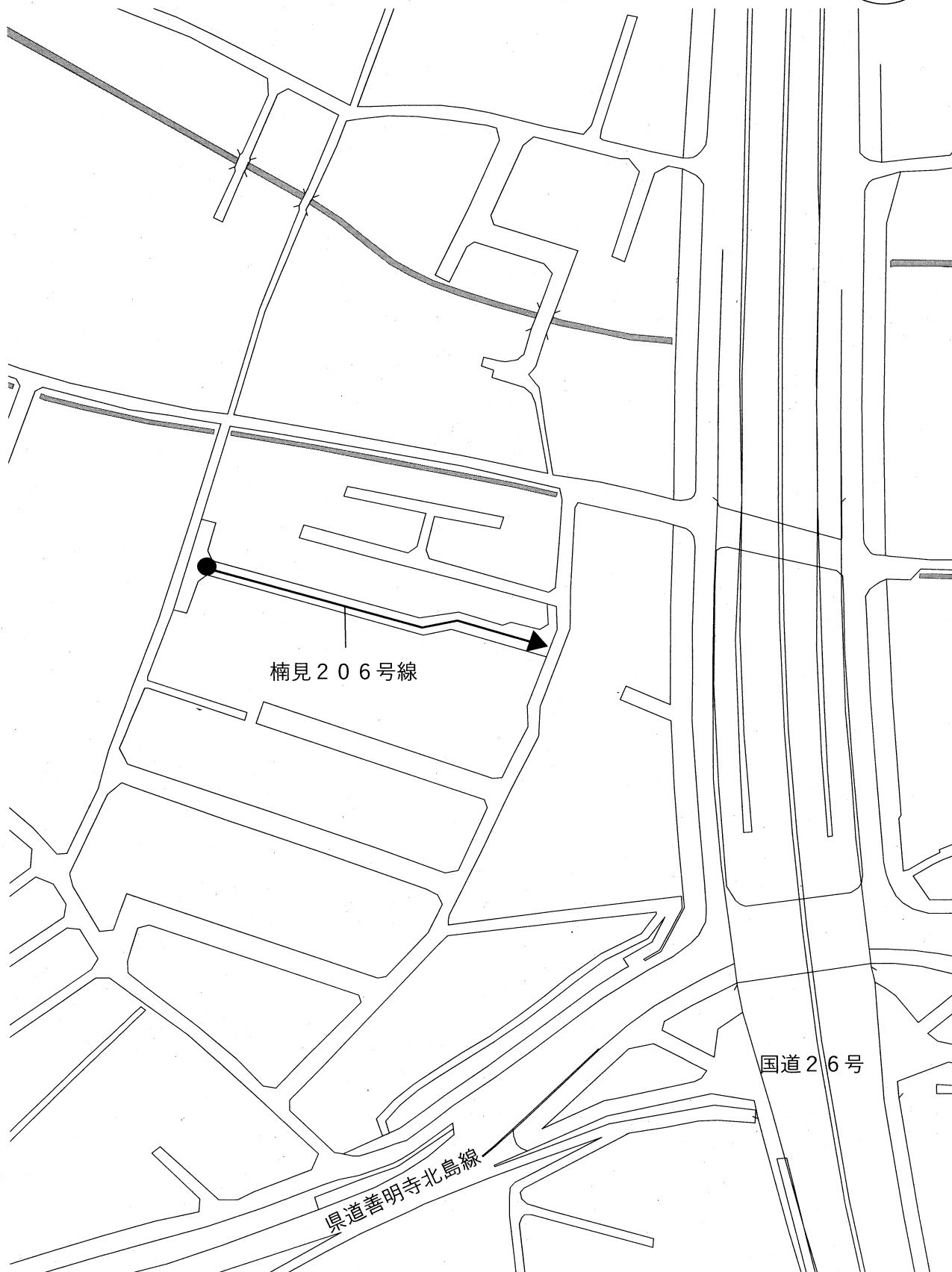


四箇郷153号線

路線認定図



路線認定図

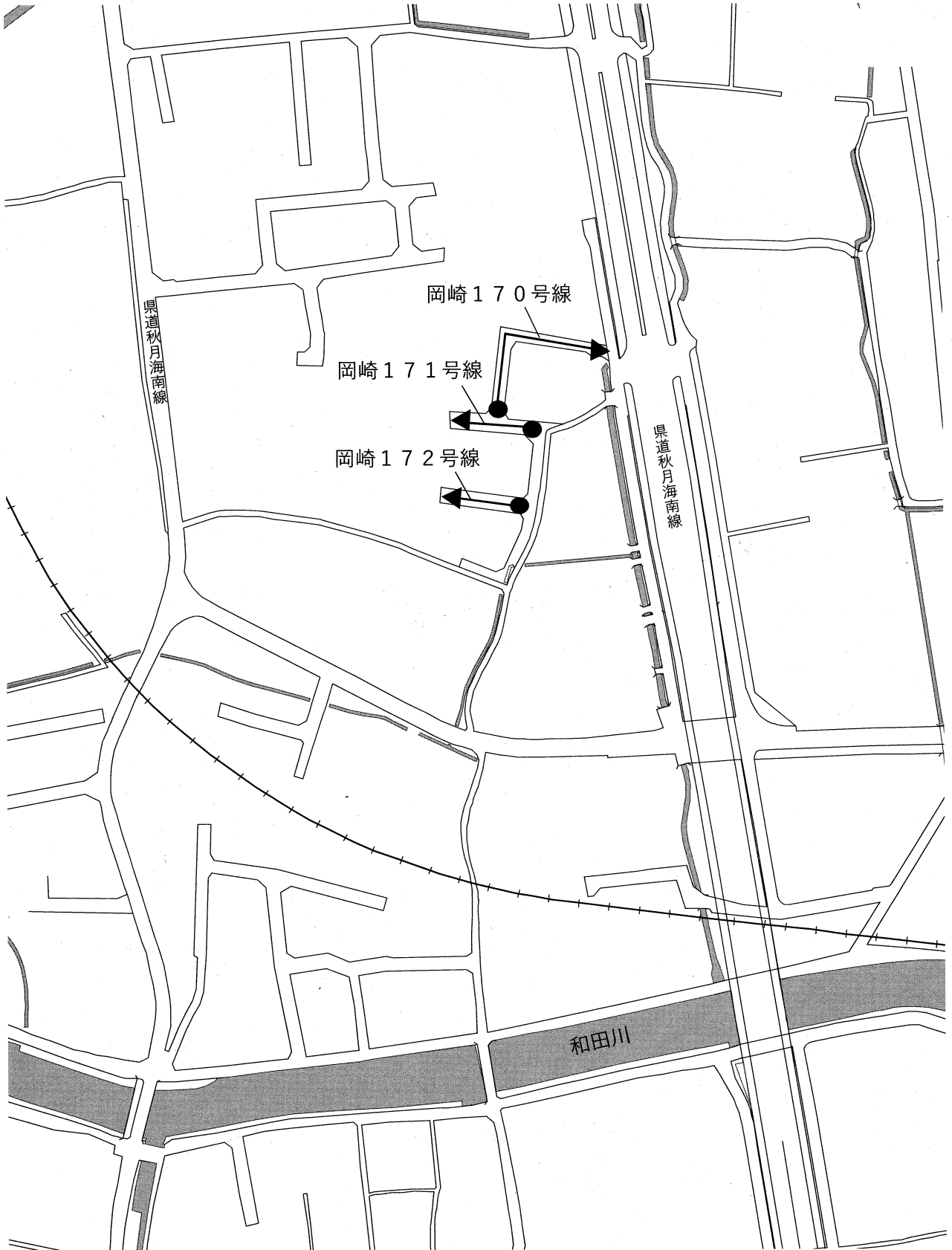
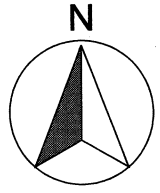


楠見206号線

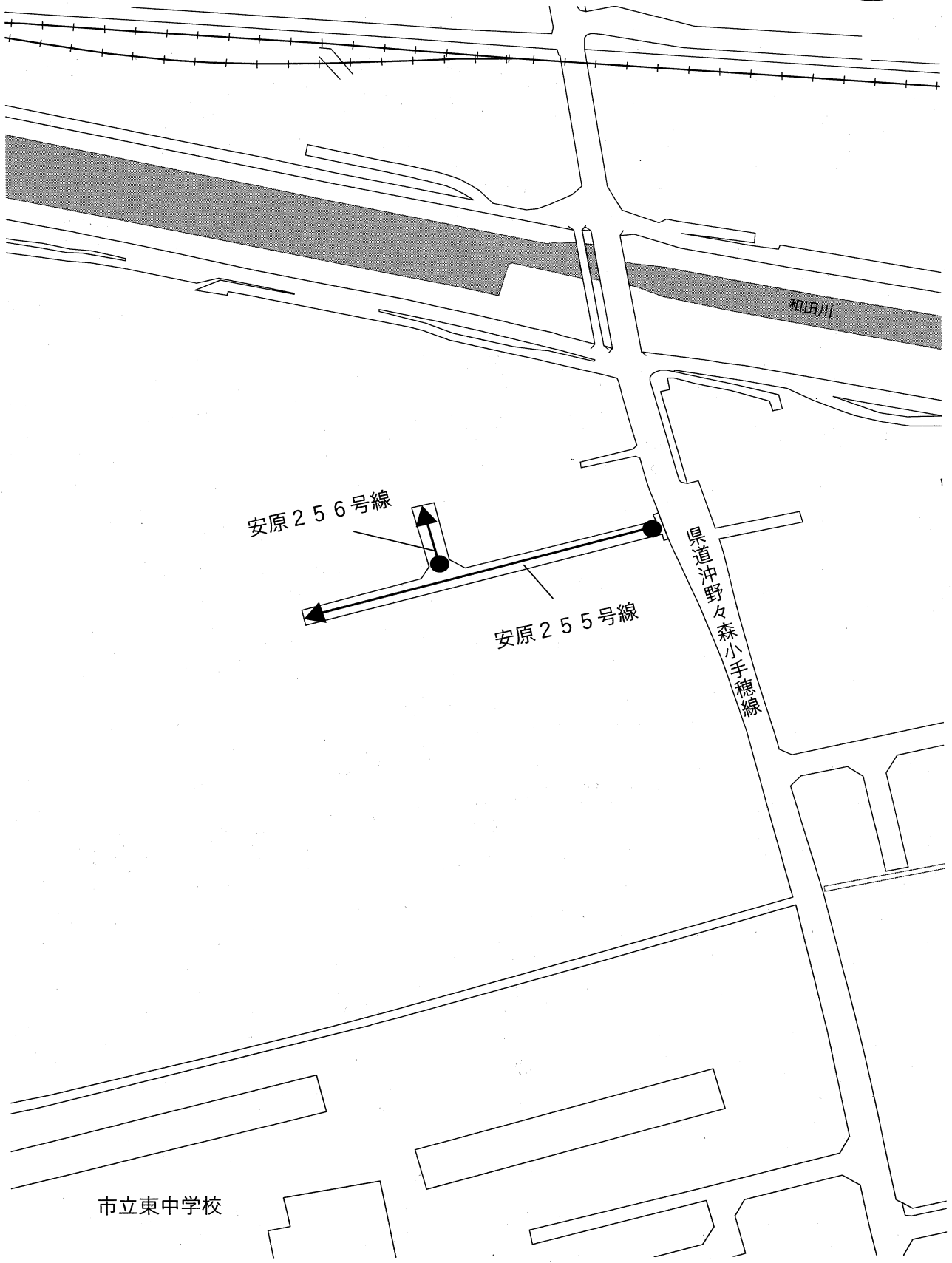
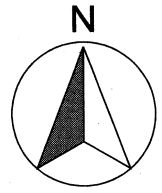
国道26号

県道善明寺北島線

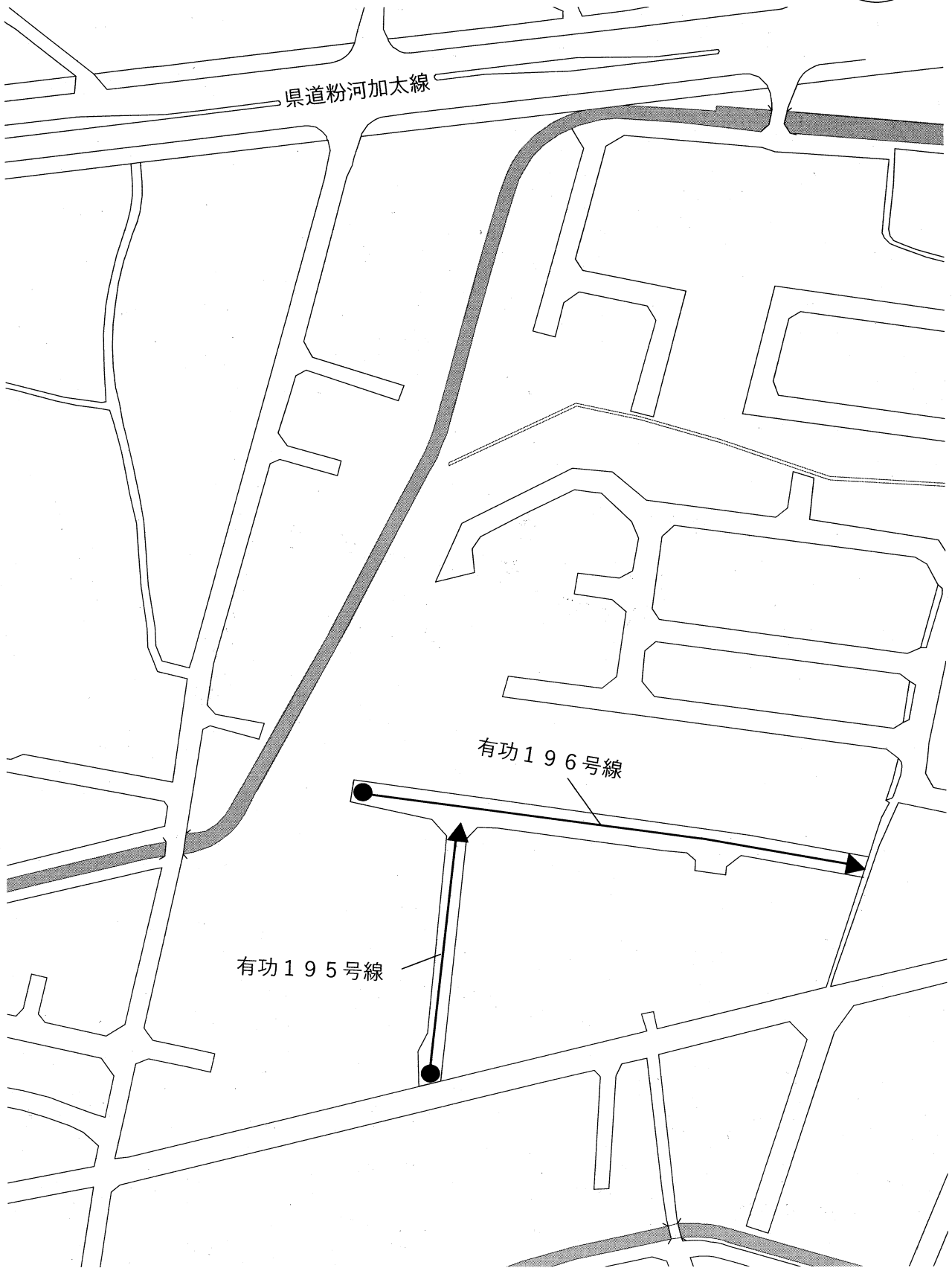
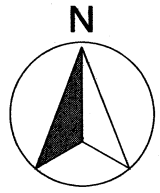
路線認定図



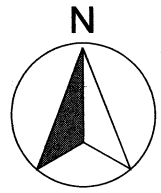
路線認定図



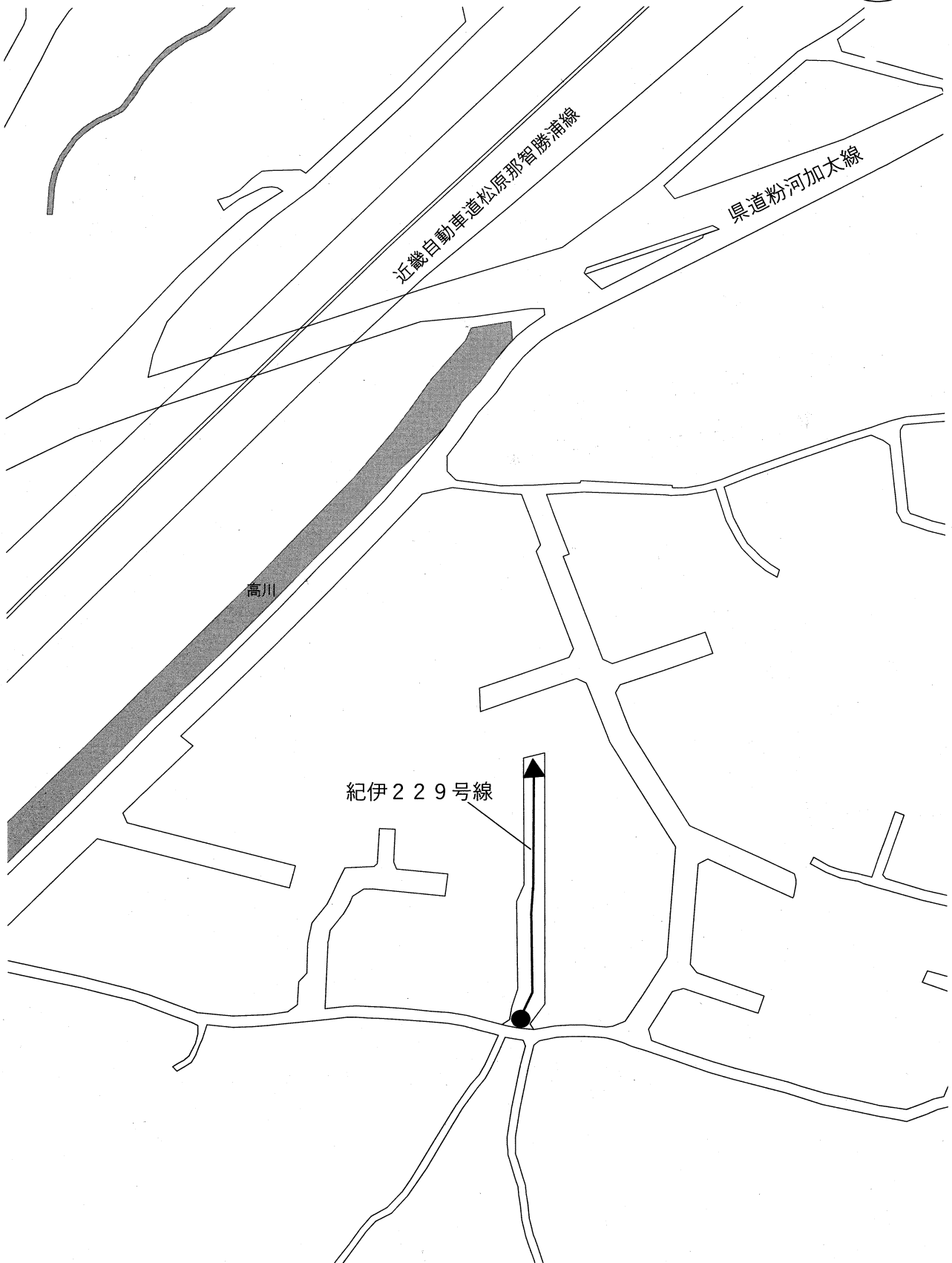
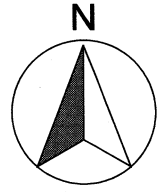
路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第22号

市道路線変更について

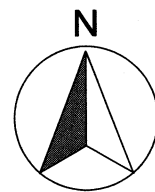
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起 終	点 点	備 考
25-83	旧	岡崎83号線	和歌山市神前 和歌山市神前		
	新	岡崎83号線	和歌山市神前 和歌山市神前		終点の変更

路線変更図



議案第23号

公有水面埋立ての免許出願に対する意見について

公有水面埋立法第3条第1項の規定により和歌山県知事から諮問（令和5年12月15日付け港空第258号）のあった公有水面埋立てについて、次のとおり意見を述べたいので、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

1 意見

港湾の整備を増進させるために必要である。

2 埋立出願の内容

(1) 出願人

所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
名称 和歌山県
代表者住所 和歌山市東高松四丁目6番7号
代表者氏名 和歌山県知事 岸本周平

(2) 埋立ての位置及び面積

ア 位置

和歌山県和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1及び1660番462の地先公有水面

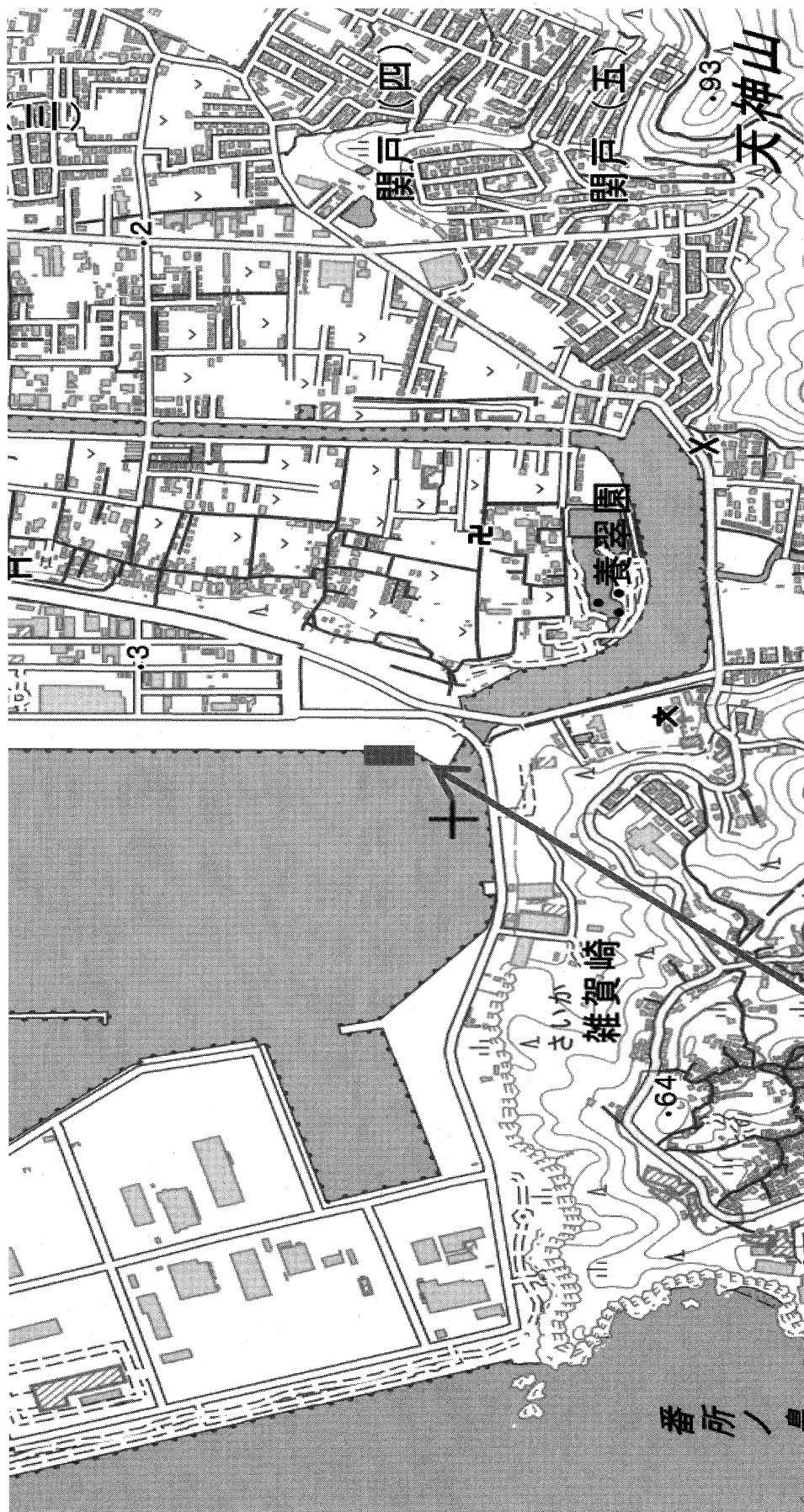
イ 面積

12.23㎡

(3) 埋立地の用途

ふ頭用地

公有水面埋立位置図



公有水面埋立の諮問場所
12.23 m²

議案第24号

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第12号）

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,064,925千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,509,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第12号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		42,009,226	4,778,611	46,787,837
	3 国庫交付金	13,460,634	4,778,611	18,239,245
21 諸収入		3,811,271	14	3,811,285
	7 雑入	1,578,001	14	1,578,015
22 市債		10,163,700	2,286,300	12,450,000
	1 市債	10,163,700	2,286,300	12,450,000
歳入合計		163,444,155	7,064,925	170,509,080

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		14,311,028	41,617	14,352,645
	1 総務管理費	9,599,731	△330	9,599,401
	2 徴 税 費	1,487,779	41,947	1,529,726
3 民 生 費		79,179,637	3,946,659	83,126,296
	1 社会福祉費	35,131,412	3,946,659	39,078,071
5 農林水産業費		927,545	8,500	936,045
	1 農 業 費	677,456	8,500	685,956
6 商 工 費		4,978,853	97	4,978,950
	1 商 工 費	3,201,059	97	3,201,156
9 教 育 費		10,192,165	3,068,052	13,260,217
	2 小 学 校 費	3,123,598	1,428,043	4,551,641
	3 中 学 校 費	811,358	859,076	1,670,434
	5 幼 稚 園 費	468,829	93,264	562,093
	7 保 健 体 育 費	566,131	687,669	1,253,800
歳 出 合 計		163,444,155	7,064,925	170,509,080

第2表

債務負担行為補正

1 変更

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中学校給食センター整備運営事業	令和6年度 } 令和22年度	9,376,676	令和6年度 } 令和22年度	8,205,540
合 計		9,376,676		8,205,540

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
共同調理場建設事業	579,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	579,600			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業施設整備事業	146,300	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	154,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
小学校施設整備事業	65,900	〃	〃	〃	1,087,900	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	142,500	〃	〃	〃	754,300	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	6,500	〃	〃	〃	70,900	〃	〃	〃
計	10,163,700				11,870,400			

議案第25号

令和5年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第5号）

令和5年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ968,297千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,880,335千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第5号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		300	229,000	229,300
	1 国庫交付金	300	229,000	229,300
3 繰入金		213,692	97	213,789
	1 一般会計繰入金	213,692	97	213,789
5 市債		279,800	739,200	1,019,000
	1 市債	279,800	739,200	1,019,000
歳入合計		912,038	968,297	1,880,335

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		793,321	968,297	1,761,618
	1 卸売市場費	793,321	968,297	1,761,618
歳出合計		912,038	968,297	1,880,335

第2表

債務負担行為補正

1 変更

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中央卸売市場施設整備事業	令和6年度 } 令和7年度	3,442,660	令和6年度 } 令和7年度	2,169,276
合 計		3,442,660		2,169,276

第3表

地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
卸売市場整備事業	279,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	1,019,000	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	279,800				1,019,000			

議案第26号

令和5年度和歌山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度和歌山市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度和歌山市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

管渠整備事業	2,872,778千円
ポンプ場整備事業	624,096千円
処理場整備事業	891,614千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,087,233千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,097,233千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額172,443千円、減債積立金163,782千円、当年度分損益勘定留保資金2,881,768千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額182,383千円、減債積立金163,782千円、当年度分損益勘定留保資金2,881,828千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 下水道事業資本的収入	7,938,692千円	194,500千円	8,133,192千円
第1項 企 業 債	3,890,700千円	99,500千円	3,990,200千円
第2項 補 助 金	2,208,592千円	95,000千円	2,303,592千円
	支 出		
第1款 下水道事業資本的支出	12,025,925千円	204,500千円	12,230,425千円
第1項 建 設 改 良 費	4,190,937千円	204,500千円	4,395,437千円

第4条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 2,291,100	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和5年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	201,000			
資本費平準化債	1,498,100			

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第27号

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度和歌山市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			438,810
	2 徴税費		41,947
		定額減税対応事業	41,947
	4 戸籍住民基本台帳費		20,966
		氏名振り仮名システム改修事業	20,966
	7 文化スポーツ費		375,897
		つつじが丘総合公園整備事業	358,000
		体育館管理運営事業	17,897
3 民生費			4,212,203
	1 社会福祉費		3,959,621
		低所得者支援及び定額減税補足給付金事業	3,946,659
		介護施設防災改修等支援事業	12,962
	3 児童福祉費		252,582
		認定こども園等整備事業	252,582
4 衛生費			164,120
	1 保健衛生費		153,945
		斎場等施設管理事業	34,257
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	119,688
	2 清掃費		10,175
		次期ごみ処理施設整備事業	10,175
5 農水産業林業費			37,273
	1 農業費		34,330
		農業施設改良事業	34,330
	3 水産業費		2,943
		漁港管理事業	2,943
6 商工費			1,189,267
	1 商工費		586,024

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
		プレミアム付商品券事業	586,024
	2 観光費		603,243
		観光基盤整備事業	358,857
		和歌山城公園管理事業	244,386
7 土木費			3,987,315
	1 土木管理費		44,548
		地籍調査事業	44,548
	2 道路橋梁費		2,119,621
		道路維持事業	762,232
		道路新設改良事業	36,100
		地方道整備事業	1,251,028
		交通安全施設整備事業	70,261
	3 河川費		542,772
		河川整備事業	44,723
		準用河川改修事業	498,049
	4 都市計画費		83,594
		都市防災総合推進事業	11,800
		まちづくり支援事業	66,701
		まちなか再生計画推進事業	5,093
	5 都市計画道路費		889,934
		都市計画事業県工事費負担金	1,250
		街路事業	888,684
	6 公園費		184,572
		公園整備事業	184,572
	7 下水道費		102,386
		下水道施設管理事業	38,424
		下水路整備事業	63,962
	8 住宅費		19,888
		住宅管理事業	19,888

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 消防費			18,878
	1 消防費		18,878
		予防関係事業	788
		消防団施設整備事業	8,511
		消防庁舎建設事業	9,579
9 教育費			3,352,127
	2 小学校費		1,428,043
		小学校施設整備事業	1,405,281
		小学校給食施設整備事業	22,762
	3 中学校費		859,076
		中学校施設整備事業	859,076
	5 幼稚園費		93,264
		幼稚園施設整備事業	93,264
	6 社会教育費		284,075
		コミュニティセンター整備事業	2,579
		コミュニティセンター建設事業	281,496
	7 保健体育費		687,669
		中学校給食センター整備事業	687,669
11 諸支出金			249,546
	1 公営企業費		249,546
		水道事業会計出資金	249,546
13 災害復旧費			3,190
	5 令和5年度 発生教育施設 災害復旧費		3,190
		中学校施設災害復旧事業	3,190
	合	計	13,652,729

議案第28号

令和5年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第6号）

令和5年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 卸売市場費			1,141,635
	1 卸売市場費		1,141,635
		中央卸売市場整備事業	
合 計			1,141,635

議案第29号

令和5年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 国道42号 事業費			271,420
	1 国道42号 事業費		271,420
		国道42号整備事業	271,420
合		計	271,420

議案第30号

令和6年度和歌山市一般会計予算

令和6年度和歌山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,230,390千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市	税	57,528,092
	1 市 民 税	20,735,962
	2 固 定 資 産 税	25,634,176
	3 軽 自 動 車 税	1,292,495
	4 市 た ば こ 税	2,809,405
	5 鉱 産 税	1
	6 都 市 計 画 税	4,761,263
	7 事 業 所 税	2,267,790
	8 入 湯 税	27,000
2 地 方 譲 与 税		839,000
	1 特 別 と ん 譲 与 税	135,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	497,000
	3 地 方 揮 発 油 譲 与 税	158,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	49,000
3 利 子 割 交 付 金		20,000
	1 利 子 割 交 付 金	20,000
4 配 当 割 交 付 金		421,000
	1 配 当 割 交 付 金	421,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		567,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	567,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		655,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	655,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		9,230,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,230,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		12,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	12,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		92,000

(単位 千円)

款	項	金額
	1 環境性能割交付金	92,000
10 地方特例交付金		2,889,000
	1 地方特例交付金	2,871,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	18,000
11 地方交付税		16,490,000
	1 地方交付税	16,490,000
12 交通安全対策特別交付金		32,000
	1 交通安全対策特別交付金	32,000
13 分担金及び負担金		345,288
	1 負担金	345,288
14 使用料及び手数料		2,583,649
	1 使用料	1,856,533
	2 手数料	727,116
15 国庫支出金		32,176,934
	1 国庫負担金	24,107,236
	2 国庫補助金	2,761,794
	3 国庫交付金	5,292,018
	4 国庫委託金	15,886
16 県支出金		11,484,496
	1 県負担金	8,440,910
	2 県補助金	2,056,662
	3 県交付金	926,369
	4 県委託金	57,055
	5 県貸付金	3,500
17 財産収入		490,531
	1 財産運用収入	290,305
	2 財産売払収入	200,226
18 寄附金		2,793,743
	1 寄附金	2,793,743

(単位 千円)

款	項	金額
19 繰入金		1,074,030
	1 基金繰入金	928,452
	2 特別会計繰入金	145,578
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		3,694,126
	1 延滞金・加算金及び過料	72,001
	2 市預金利子	1
	3 貸付金収入	1,705,051
	4 受託事業収入	867,322
	5 弁償金	30
	6 物品売払収入	4
	7 雑収入	1,049,717
22 市債		6,812,500
	1 市債	6,812,500
歳入合計		150,230,390

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		882,650
	1 議会費	882,650
2 総務費		12,121,687
	1 総務管理費	8,032,080
	2 徴税費	1,415,368
	3 市民生活費	578,167
	4 戸籍住民基本台帳費	690,634
	5 選挙費	68,375
	6 統計調査費	50,612
	7 文化スポーツ費	1,108,805
	8 監査委員費	105,297
	9 人事委員会費	72,349
3 民生費		72,798,788
	1 社会福祉費	30,017,738
	2 生活保護費	18,009,515
	3 児童福祉費	20,656,383
	4 災害救助費	12,282
	5 年金保険費	3,599,028
	6 市民福祉費	503,842
4 衛生費		9,198,485
	1 保健衛生費	3,952,334
	2 清掃費	4,980,182
	3 環境保全費	265,969
5 農林水産業費		967,655
	1 農業費	708,227
	2 農林緑花費	124,118
	3 水産業費	135,310
6 商工費		3,735,741
	1 商工費	2,558,449

(単位 千円)

款	項	金額
	2 観 光 費	1,177,292
7 土 木 費		8,159,313
	1 土 木 管 理 費	985,199
	2 道 路 橋 梁 費	3,025,519
	3 河 川 費	359,434
	4 都 市 計 画 費	887,996
	5 都 市 計 画 道 路 費	404,508
	6 公 園 費	380,333
	7 下 水 道 費	378,272
	8 住 宅 費	1,738,052
8 消 防 費		6,098,971
	1 消 防 費	6,098,971
9 教 育 費		10,403,801
	1 教 育 総 務 費	2,128,776
	2 小 学 校 費	2,896,344
	3 中 学 校 費	753,622
	4 高 等 学 校 費	659,086
	5 幼 稚 園 費	472,742
	6 社 会 教 育 費	2,767,827
	7 保 健 体 育 費	725,404
10 公 債 費		17,313,228
	1 公 債 費	17,313,228
11 諸 支 出 金		8,480,071
	1 公 営 企 業 費	8,480,071
12 予 備 費		70,000
	1 予 備 費	70,000
歳 出	合 計	150,230,390

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
文書管理事業	令和7年度 令和11年度	242,570
合 計		242,570

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
奨学金返還助成事業(令和6年度募集分)	令和7年度 令和11年度	250千円×交付対象者 奨学金受取総月数/12
合 計		—

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・住基系システム運営事業	令和7年度 令和11年度	194,370
合 計		194,370

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
情報システム運用支援事業	令和7年度 令和11年度	253,193
合 計		253,193

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市税納税通知書封入封緘等委託事業	令和7年度	61,851
合 計		61,851

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
個人市民税課税資料パンチ委託事業	令和 7 年度	316
合 計		316

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
土地評価業務委託事業	令和 7 年度 } 令和 8 年度	52,800
合 計		52,800

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
戸籍総合システム標準化対応事業	令和 7 年度	25,762
合 計		25,762

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域子育て支援拠点事業	令和 7 年度	77,817
合 計		77,817

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
一般廃棄物収集運搬業務委託	令和 7 年度 } 令和 1 2 年度	3,935,016
合 計		3,935,016

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業者経営改善資金利子補給事業	令和7年度 } 令和10年度	貸付限度額800,000千円の年1.0%を上限として利息相当額の1/2
合 計		—

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
シニア・女性起業家支援資金利子補給事業	令和7年度 } 令和10年度	貸付限度額200,000千円の年1.0%を上限として利息相当額の1/2
合 計		—

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
消防救急デジタル無線設備再整備事業	令和7年度	361,029
合 計		361,029

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
消防庁舎建設事業	令和7年度	442,781
合 計		442,781

第3表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備事業	66,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
防災基盤整備事業	11,300	〃	〃	〃
スカイタウンつつじが丘テニスコート周辺整備事業	61,200	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	7,100	〃	〃	〃
社会福祉施設整備事業	29,000	〃	〃	〃
あいあいセンター整備事業	17,800	〃	〃	〃
認定こども園等整備事業	37,700	〃	〃	〃
児童館整備事業	300	〃	〃	〃
斎場整備事業	79,200	〃	〃	〃
保健所設備整備事業	11,000	〃	〃	〃
保健センター整備事業	6,300	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	14,600	〃	〃	〃
農業施設整備事業	136,800	〃	〃	〃
沿岸漁場整備開発事業	6,400	〃	〃	〃
和歌山城公園整備事業	50,900	〃	〃	〃
道路施設改善事業	640,600	〃	〃	〃
緊急避難道路等整備事業	29,000	〃	〃	〃
地方道整備事業	563,800	〃	〃	〃
交通安全施設整備事業	400	〃	〃	〃
河川整備事業	115,700	〃	〃	〃
準用河川改修事業	62,500	〃	〃	〃
都市計画県工事負担金	700	〃	〃	〃
街路事業	209,600	〃	〃	〃
公園施設整備事業	30,500	〃	〃	〃

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水路維持事業	24,000	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
下水道施設管理事業	40,700	〃	〃	〃
下水路整備事業	53,700	〃	〃	〃
住宅改善事業	264,800	〃	〃	〃
消防施設整備事業	927,500	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	50,800	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	119,500	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	9,300	〃	〃	〃
地区集会所整備事業	2,300	〃	〃	〃
コミュニティセンター建設事業	512,500	〃	〃	〃
コミュニティセンター整備事業	128,800	〃	〃	〃
共同調理場建設事業	186,400	〃	〃	〃
水道事業会計出資金	464,100	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,030,000	〃	〃	〃
借換債	809,200	〃	〃	〃
計	6,812,500			

議案第31号

令和6年度和歌山市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,136,060千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		6,155,930
	1 国民健康保険料	6,155,930
2 使用料及び手数料		1,001
	1 手数料	1,001
3 県支出金		27,232,670
	1 県補助金	66,454
	2 県交付金	27,166,216
4 繰入金		3,545,401
	1 一般会計繰入金	3,545,401
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		201,057
	1 貸付金収入	1
	2 雑収入	201,056
(国庫支出金)		
	(国庫補助金)	
歳入	合計	37,136,060

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		535,295
	1 総務管理費	535,295
2 保険給付費		27,041,771
	1 療養諸費	23,638,000
	2 高額療養費	3,273,500
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	112,392
	5 葬祭諸費	15,600
	6 傷病手当諸費	2,079
3 国民健康保険事業費納付金		9,056,382
	1 医療給付費分納付金	6,278,910
	2 後期高齢者支援金等分納付金	2,076,921
	3 介護納付金分納付金	700,551
4 保健事業費		338,996
	1 特定健康診査等事業費	280,412
	2 保健事業費	58,584
5 諸支出金		153,616
	1 償還金及び還付加算金	153,616
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
(共同事業拠出金)		
	(共同事業拠出金)	
(公債費)		
	(公債費)	
歳出合計		37,136,060

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和7年度	5,842
合	計	5,842

議案第32号

令和6年度和歌山市卸売市場事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,428,554千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		235,366
	1 使用料	235,366
	(手数料)	
2 国庫支出金		129,880
	1 国庫交付金	129,880
3 財産収入		186,438
	1 財産売却収入	186,400
	2 財産運用収入	38
4 繰入金		208,193
	1 一般会計繰入金	208,193
5 諸収入		154,877
	1 雑収入	154,877
6 市債		513,800
	1 市債	513,800
歳入	合計	1,428,554

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 卸売市場費		1,287,766
	1 卸売市場費	1,287,766
2 公債費		140,688
	1 公債費	140,688
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	1,428,554

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
卸売市場整備 事業	513,800	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率）	政府その他の資金の借入 れについては、その融通条 件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。
計	513,800			

議案第33号

令和6年度和歌山市土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,083千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		15,500
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業一般会計繰入金	15,500
2 繰越金		3,481
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業繰越金	3,481
3 諸収入		102
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業雑入	102
歳入	合計	19,083

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費		19,083
	1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費	19,083
歳出	合計	19,083

議案第34号

令和6年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の住宅改修資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		29,000
	1 貸 付 金 収 入	29,000
歳 入 合 計		29,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前年度繰上充用金		29,000
	1 前年度繰上充用金	29,000
(住宅改修資金貸付事業費)		
	(住宅改修資金貸付事業費)	
歳 出 合 計		29,000

議案第35号

令和6年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の住宅新築資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ575,046千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		575,046
	1 貸 付 金 収 入	217,162
	2 雑 入	357,884
歳 入	合 計	575,046

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前年度繰上充用金		575,046
	1 前年度繰上充用金	575,046
(住宅新築資金貸付事業費)		
	(住宅新築資金貸付事業費)	
歳 出	合 計	575,046

議案第36号

令和6年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の宅地取得資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ232,587千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		232,587
	1 貸 付 金 収 入	110,182
	2 雑 入	122,405
歳 入 合 計		232,587

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前年度繰上充用金		232,587
	1 前年度繰上充用金	232,587
(宅地取得資金貸付事業費)		
	(宅地取得資金貸付事業費)	
歳 出 合 計		232,587

議案第37号

令和6年度和歌山市駐車場管理事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の駐車場管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,655,827千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,410,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		260,167
	1 使用料	260,167
2 繰入金		1,375
	1 一般会計繰入金	1,375
3 諸収入		1,394,285
	1 雑収入	1,394,285
歳入合計		1,655,827

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 駐車場管理費		145,544
	1 駐車場管理費	145,544
2 道路駐車場管理費		104,983
	1 道路駐車場管理費	104,983
3 前年度繰上充用金		1,405,000
	1 前年度繰上充用金	1,405,000
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		1,655,827

議案第38号

令和6年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ232,748千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,958
	1 一般会計繰入金	1,958
2 繰越金		125,479
	1 繰越金	125,479
3 諸収入		105,311
	1 貸付金収入	105,301
	2 雑収入	10
歳入合計		232,748

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金費		81,021
	1 母子父子寡婦福祉資金費	81,021
2 公債費		103,293
	1 公債費	103,293
3 諸支出金		48,434
	1 母子父子寡婦福祉資金費	48,434
歳出合計		232,748

議案第39号

令和6年度和歌山市介護保険事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,515,203千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間

及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		7,866,884
	1 介護保険料	7,866,884
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		10,785,035
	1 国庫負担金	7,561,045
	2 国庫交付金	3,223,990
4 県支出金		5,663,051
	1 県負担金	5,459,052
	2 県交付金	203,999
5 支払基金交付金		11,175,621
	1 支払基金交付金	11,175,621
6 財産収入		446
	1 財産運用収入	446
7 繰入金		7,019,543
	1 一般会計繰入金	6,574,398
	2 基金繰入金	445,145
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4,422
	1 雑収入	4,422
歳入	合計	42,515,203

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		803,476
	1 総 務 管 理 費	327,469
	2 介 護 認 定 費	476,007
2 保 険 給 付 費		40,072,519
	1 介 護 サービス等諸費	38,768,844
	2 高 額 介 護 サービス等費	1,090,823
	3 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス等費	162,207
	4 市 町 村 特 別 給 付 費	10,665
	5 そ の 他 諸 費	39,980
3 地 域 支 援 事 業 費		1,525,139
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,315,148
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	5,882
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	198,663
	4 そ の 他 諸 費	5,446
4 基 金 積 立 金		446
	1 基 金 積 立 金	446
5 諸 支 出 金		108,623
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,511
	2 重 層 的 支 援 体 制 整 備 金 事 業 繰 上 支 出 金	97,112
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	42,515,203

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和7年度	7,794
合	計	7,794

議案第40号

令和6年度和歌山市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度和歌山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,668,395千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間

及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		5,056,835
	1 後期高齢者医療保険料	5,056,835
2 使用料及び手数料		51
	1 手数料	51
3 繰入金		6,598,756
	1 一般会計繰入金	6,598,756
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		12,752
	1 雑入	12,752
歳入合計		11,668,395

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		75,036
	1 総務管理費	75,036
2 後期高齢者医療広域連合者納付金		11,582,771
	1 後期高齢者医療広域連合者納付金	11,582,771
3 諸支出金		7,588
	1 償還金及び還付加算金	7,588
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		11,668,395

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和7年度	9,981
合	計	9,981

議案第41号

令和6年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の直轄事業用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ619,537千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		619,537
	1 財産売却収入	619,537
(繰入金)		
	(一般会計繰入金)	
(市債)		
	(市債)	
歳入合計		619,537

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 国道42号事業費		619,505
	1 国道42号事業費	619,505
2 諸支出金		32
	1 国道42号事業費繰出金	32
歳出合計		619,537

議案第42号

令和6年度和歌山市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	187,515戸
(2) 年間総配水量	46,089,000m ³
(3) 一日平均配水量	126,271m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	2,953,448千円
配水施設整備事業	334,853千円
原浄水施設新設改良事業	1,424,857千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	7,596,415千円	
第1項 営業収益	7,023,183千円	
第2項 営業外収益	573,232千円	
	支	出
第1款 水道事業費	7,299,914千円	
第1項 営業費用	6,670,083千円	
第2項 営業外費用	596,831千円	
第3項 特別損失	3,000千円	
第4項 予備費	30,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,841,052千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額410,300千円、過年度分損益勘定留保資金575,472千円及び当年度分損益勘定留保資金2,855,280千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入	3,809,248千円	
第1項 企業債	3,221,500千円	
第2項 出資金	464,166千円	

第3項 補助金 35,681千円

第4項 負担金 87,901千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出 7,650,300千円

第1項 建設改良費 4,777,638千円

第2項 企業債償還金 2,872,662千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
出島浄水場運転管理業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	494,652 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水管 整備事業	千円 1,976,600	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和6年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設 整備事業	130,800			
施設 整備事業	1,114,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,171,096千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,

634千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、250,835千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取得する資産	工具器具及び備品	ガスクロマトグラフ質量分析装置	1台

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第43号

令和6年度和歌山市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水工場数	44工場
(2) 年間総配水量	82,485,000 m ³
(3) 一日平均配水量	225,986 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	237,871千円
原浄水施設新設改良事業	585,879千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 工業用水道事業収益	2,338,849千円
第1項 営 業 収 益	2,266,910千円
第2項 営 業 外 収 益	71,939千円
	支 出
第1款 工業用水道事業費	1,841,235千円
第1項 営 業 費 用	1,724,373千円
第2項 営 業 外 費 用	106,862千円
第3項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額215,001千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,381千円及び減債積立金144,620千円で補填するものとする。）。

	収 入
第1款 工業用水道事業資本的収入	1,114,600千円
第1項 企 業 債	524,700千円
第2項 補 助 金	89,900千円
第3項 その他資本的収入	500,000千円
(負 担 金)	千円
	支 出

第1款 工業用水道事業資本的支出 1, 3 2 9, 6 0 1千円

第1項 建設改良費 8 2 5, 7 3 9千円

第2項 企業債償還金 5 0 3, 8 6 2千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場等運転管理業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	790,098 ^{千円}
工水強靱化事業	令和7年度から 令和8年度まで	111,687

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水管 整備事業	174,700 ^{千円}	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和6年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
施設 整備事業	350,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5 0 0, 0 0 0千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3 1 4, 8 7 3千円

(2) 交 際 費 5 4千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2, 4 0 4千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、70,501千円と定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第44号

令和6年度和歌山市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	2, 478 ha
(2) 年間処理水量	28, 033, 000 m ³
(3) 一日平均処理水量	76, 803 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	2, 349, 244千円
ポンプ場整備事業	750, 430千円
処理場整備事業	1, 332, 661千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	12, 161, 827千円	
第1項 営業収益	6, 300, 725千円	
第2項 営業外収益	5, 861, 102千円	
	支	出
第1款 下水道事業費	10, 860, 490千円	
第1項 営業費用	9, 843, 079千円	
第2項 営業外費用	1, 000, 411千円	
第3項 特別損失	2, 000千円	
第4項 予備費	15, 000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5, 194, 432千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額200, 126千円、過年度分損益勘定留保資金13, 809千円、当年度分損益勘定留保資金3, 909, 454千円、繰越利益剰余金処分額132, 302千円及び当年度利益剰余金処分額938, 741千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 下水道事業資本的収入	6, 965, 823千円	
第1項 企業債	3, 870, 400千円	

第2項 補助金	2,251,950千円
第3項 負担金	842,473千円
第4項 分担金	1,000千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	12,160,255千円
第1項 建設改良費	4,435,747千円
第2項 企業債償還金	7,224,508千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金利子等補給事業	令和7年度から 令和12年度まで	千円 貸付限度額1,000千円 の4.38%と利息相当額
処 理 場 整 備 事 業	令和7年度	15,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 2,384,600	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和6年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	235,400			
資本費平準化債	1,250,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 881,553千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,791,530千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち1,071,043千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 1,071,043千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、212,990千円と定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第45号

令和6年度和歌山市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	336戸
(2) 年間処理水量	96,500 m ³
(3) 一日平均処理水量	264 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	139,063千円
第1項 営業収益	17,138千円
第2項 営業外収益	121,925千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業費	123,538千円
第1項 営業費用	114,895千円
第2項 営業外費用	7,623千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,348千円は当年度分損益勘定留保資金29,955千円、繰越利益剰余金処分額11,246千円及び当年度利益剰余金処分額4,147千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 農業集落排水事業資本的収入	5,056千円
第1項 補助金	5,056千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業資本的支出	50,404千円
第1項 建設改良費	206千円
第2項 企業債償還金	50,198千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 16,442千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、107,688千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち15,393千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 15,393千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,998千円と定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第46号

令和6年度和歌山市漁業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度漁業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	652戸
(2) 年間処理水量	132,000m ³
(3) 一日平均処理水量	362m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 漁業集落排水事業収益	151,875千円
第1項 営業収益	30,112千円
第2項 営業外収益	121,763千円
支 出	
第1款 漁業集落排水事業費	138,907千円
第1項 営業費用	126,892千円
第2項 営業外費用	10,995千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額43,422千円は当年度分損益勘定留保資金30,559千円、繰越利益剰余金処分額9,607千円及び当年度利益剰余金処分額3,256千円で補填するものとする)。

収 入	
第1款 漁業集落排水事業資本的収入	5,542千円
第1項 補助金	5,534千円
第2項 分担金	8千円
支 出	
第1款 漁業集落排水事業資本的支出	48,964千円
第1項 建設改良費	648千円
第2項 企業債償還金	48,316千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 16,452千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第8条 漁業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、105,649千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち12,863千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 12,863千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,683千円と定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第47号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第51号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

第2条に次の3号を加える。

(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシス
テムをいう。

(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第2項を削る。

第4条第1項中「次に掲げるもの」を「別表の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げ
る事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務」に改め、同項各号を削り、同条第
2項中「前項第1号」を「第2項」に、「第3号」を「第4項」に、「これらの号」を「これら
の項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 別表の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、
同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。
ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実
施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務であって、市長又は教育委員会が処理するこ
ととされているものを処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有す
るものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを
使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる

場合は、この限りでない。

- 4 市長は、特定個人番号利用事務であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより本市が処理することとされているものを処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 5 市長は、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は租税に関する法律若しくはこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め若しくは協力の要請を行うため、特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第5条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、「同欄に規定する法律の規定により」を削り、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第48号

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「。）」の次に「であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置しないもの」を加え、同条第3号中「25ヘクタール以上」の次に「の太陽光発電設備」を加え、「1ヘクタール以上の」を「0.5ヘクタールを超える」に改め、同条第7号中「と認められる」を「おそれがある」に改め、同条第8号中「もの」の次に「と市長が認めたもの」を加える。

第12条第1項に次の1号を加える。

（11）前各号に掲げるもののほか、この条例の目的に照らして必要なものとして規則で定める基準に適合したものであること。

第12条第2項第3号中「等」の次に「（以下「暴力団員等」という。）」を加える。

第34条第1項中「（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）」を削り、「受ける」の次に「おそれがある」を、「属するもの」の次に「と市長が認めたもの」を加え、同条に次の1項を加える。

4 準用事業者は、その事業活動に暴力団員等を関与させてはならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第3条第3号及び第12条第1項第11号の規定は、この条例の施行の日以後に第11条に規定する事業に関する工事に着手する事業者（同日前に改正前の第8条若しくは第34条第1項に基づく事前協議書の届出又は和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）第7条に基づく太陽光発電事業計画の認定の申請を行った上で、令和9年3月31日までに工事に着手する者を除く。）について、適用する。

議案第49号

和歌山市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市斎場条例の一部を改正する条例

和歌山市斎場条例（昭和60年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表火葬場の項中「10,000円」を「12,000円」に、「80,000円」を「96,000円」に、「7,000円」を「8,400円」に、「60,000円」を「72,000円」に、「3,500円」を「4,200円」に、「30,000円」を「36,000円」に、「7,500円」を「9,000円」に、「800円」を「1,000円」に、「8,000円」を「9,600円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第50号

和歌山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
を廃止する条例の制定について

和歌山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する
条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
を廃止する条例

和歌山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24
年条例第52号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第51号

和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例

和歌山市介護保険条例（平成12年条例第101号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 介護保険監視委員（第4条―第8条）」を「第3章 削除」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第4条から第8条まで 削除

第9条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1号中「23,760円」を「23,250円」に改め、同条第2号中「39,600円」を「39,570円」に改め、同条第3号中「55,440円」を「55,890円」に改め、同条第4号中「71,280円」を「73,440円」に改め、同条第5号中「79,200円」を「81,600円」に改め、同条第6号中「95,040円」を「97,920円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第7号中「102,960円」を「106,080円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第8号中「118,800円」を「122,400円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第9号中「134,640円」を「138,720円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第10号中「158,400円」を「155,040円」に改め、同号ア中「8,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同条第11号中「166,320円」を「212,160円」に改め、同号を同条第15号とし、同条第10号の次に次の4号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 171,360円

ア 合計所得金額が6,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）」

(12) 次のいずれかに該当する者 187,680円

ア 合計所得金額が7,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

（13）次のいずれかに該当する者 195,840円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（14）次のいずれかに該当する者 204,000円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第11条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第9条及び第11条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第52号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条の6の10中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第15条第1項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中
「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第4項中「220,000円」を「
240,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条の6の10並びに第15条第1項及び第4項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第53号

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(12) 重度障害者等就労支援特別事業

第3条第1項中「第11号」を「第12号」に改める。

第6条中「第11号」を「第12号」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 重度障害者等就労支援特別事業 10.18円に別表第5により算定する単位数を乗じて得た額

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第6条関係）

利用者が支給決定を受けている障害福祉サービス名	単位数
重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下この表において「報酬告示」という。）別表第2の1のイに規定する重度訪問介護サービス費の単位数
同行援護	報酬告示別表第3の1に規定する同行援護サービス費の単位数
行動援護	報酬告示別表第4の1に規定する行動援護サービス費の単位数

備考 利用者が複数の障害福祉サービスの支給決定を受けている場合は、単位数の大きい障害福祉サービスを優先する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第54号

和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和54年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第55号

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第66号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第6項」を「、第6項及び第7項」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 7 当分の間、第2条の規定により条例で定める基準とされる府令第33条第2項本文の規定による保育士の数については、「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とすることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第56号

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山市都市公園条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「四季の郷公園」の次に「及びつつじが丘総合公園」を加える。

別表第1庭球場の項中「及びつつじが丘中央公園」を削り、同表ソフトボール球場の項を削り、同表に次のように加える。

テニスコート	屋外コート	つつじが丘総合公園	1月4日から12月28日まで	9時から21時まで
	センターコート 屋内コート 会議室 大会運営施設 屋外用放送設備			
	練習用コート			9時から19時まで
多目的球技場				

別表第2の4有料施設の使用料（その1）の表ソフトボール球場の項を削る。

別表第3の2有料施設の利用料金の表中「の利用料金」の次に「（その1）」を加え、同表の次に次の1表を加える。

3 有料施設の利用料金（その2）

種別		単位	金額
つつじが丘総合公園 テニスコート	屋外コート	1面1時間につき	830円
	センターコート	1面1時間につき	830円
	屋内コート	1面1時間につき	1,460円
	会議室	1時間につき	200円
	大会運営施設	1時間につき	200円
	屋外用放送設備	1式1回につき	1,040円
	練習用コート	平日（日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。以下同じ。）1面1時間につき	1,100円
	日曜日、土曜日及び休日	1,300円	

	1面1時間につき	
つつじが丘総合公園多目的球技場	1時間につき	2,000円
備考		
1 使用のための準備及び原状に回復するための時間は、使用時間を含むものとする。		
2 屋外コート又はセンターコートの照明設備を使用する場合にあっては、この表に掲げる金額に当該照明設備の使用時間1時間につき410円を加算する。この場合において、当該使用時間に30分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。		
3 会議室に係る金額には、当該会議室に備付けの放送設備の使用に係る金額を含むものとする。		
4 会議室又は大会運営施設の冷暖房設備を使用する場合にあっては、この表に掲げる金額に当該冷暖房設備の使用時間1時間につき200円を加算する。この場合において、当該使用時間に30分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。		

第2条 和歌山市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第3の3有料施設の利用料金（その2）の表つつじが丘総合公園テニスコートの項中

屋外コート	1面1時間につき	830円
センターコート	1面1時間につき	830円
屋内コート	1面1時間につき	1,460円
会議室	1時間につき	200円
大会運営施設	1時間につき	200円
屋外用放送設備	1式1回につき	1,040円
練習用コート	平日（日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。以下同じ。）1面1時間につき	1,100円
	日曜日、土曜日及び休日1面1時間につき	1,300円

を

屋外コート	平日（日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。以下同じ。）1面1時間につき	850円
-------	--------------------------------------	------

	日曜日、土曜日及び休日 1面1時間につき	1,000円
センターコート	平日1面1時間につき	850円
	日曜日、土曜日及び休日 1面1時間につき	1,000円
屋内コート	平日1面1時間につき	1,800円
	日曜日、土曜日及び休日 1面1時間につき	2,000円
会議室	1時間につき	300円
大会運営施設	1時間につき	300円
屋外用放送設備	1式1回につき	1,500円
練習用コート	平日1面1時間につき	1,100円
	日曜日、土曜日及び休日 1面1時間につき	1,300円

に改め、同表備考

2中「410円」を「500円」に改め、同表備考4中「200円」を「300円」に改める。

第3条 和歌山市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

テニス コート	屋外コート センターコート 屋内コート 会議室 大会運営施設 屋外用放送設備	つつじが丘総 合公園	1月4日から12月 28日まで	9時から21時まで
	練習用コート			9時から19時まで
多目的球技場				

を

テニス コート	屋外コート センターコート 屋内コート 会議室 大会運営施設	つつじが丘総 合公園	1月4日から12月 28日まで	9時から21時まで

	屋外用放送設備		
	練習用コート		9時から19時まで
多目的球技場			
スケートボード場		1月4日から4月30日まで及び9月1日から12月28日まで	9時から17時まで
		5月1日から8月31日まで	9時から19時まで

に改める。

別表第3の3有料施設の利用料金（その2）の表つつじが丘総合公園多目的球技場の項の次に次のように加える。

つつじが丘総合公園スケートボード場	1年につき	1,100円
-------------------	-------	--------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条及び附則第5項の規定 令和6年6月1日

（2）第3条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日
（和歌山市つつじが丘テニスコート条例の廃止）

2 和歌山市つつじが丘テニスコート条例（平成25年条例第84号）は、廃止する。
（和歌山市つつじが丘テニスコート条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の和歌山市つつじが丘テニスコート条例の規定により市長又は指定管理者がした処分その他の行為は、改正後の和歌山市都市公園条例の相当規定により市長又は指定管理者がした処分その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の和歌山市つつじが丘テニスコート条例の規定により市長又は指定管理者に対してされている申請その他の手続は、改正後の和歌山市都市公園条例の相当規定により市長又は指定管理者に対してされた申請その他の手続とみなす。

（第2条の規定の施行に伴う経過措置）

5 第2条の規定による改正後の別表第3の3有料施設の利用料金（その2）の表の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に許可をする使用に係る利用料金について適用し、同日前に許可をした使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第57号

和歌山市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市立体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市立体育館条例の一部を改正する条例
和歌山市立体育館条例（昭和45年条例第11号）の一部を次のように改正する。
別表第1備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

体 育 館 使 用 料

区分			午前（9時から12時まで）	午後（13時から17時まで）	夜間1（17時30分から19時まで）	夜間2（19時から21時まで）	夜間（17時30分から21時まで）	午前午後（9時から17時まで）	午後夜間（13時から21時まで）	全日（9時から21時まで）
松下 体育 館	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料無料の場合	3,650円	5,520円	3,170円	4,230円	7,400円	9,170円	12,920円	16,570円
		入場料有料の場合	11,160円	16,560円	9,610円	12,830円	22,440円	27,720円	39,000円	50,160円
	その他の催しに使用する場合	入場料無料の場合	18,670円	27,600円	15,950円	21,270円	37,220円	46,270円	64,820円	83,490円
		入場料有料の場合	56,030円	83,050円	48,030円	64,040円	112,070円	139,080円	195,120円	251,150円
市民 体育 館	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料無料の場合	5,390円	7,990円	4,640円	6,160円	10,800円	13,380円	18,790円	24,180円

	ポ-	場合								
	ツに	入場	16,0	23,9	13,9	18,5	32,4	40,0	56,3	72,4
	使用	料有	90円	60円	00円	20円	20円	50円	80円	70円
	する	料の								
	場合	場合								
	その	入場	26,9	40,1	23,1	30,8	53,9	67,0	94,1	121,
	他の	料無	00円	80円	00円	20円	20円	80円	00円	000円
	催し	料の								
	に使	場合								
	用す	入場	80,9	120,	69,3	92,5	161,	201,	282,	363,
	る場	料有	30円	410円	70円	00円	870円	340円	280円	210円
	合	料の								
	場合	場合								
河 南 総 合 体 育 館	アマ	入場	5,39	7,99	4,64	6,16	10,8	13,3	18,7	24,1
	チュ	料無	0円	0円	0円	0円	00円	80円	90円	80円
	アス	料の								
	ポ-	場合								
	ツに	入場	16,0	23,9	13,9	18,5	32,4	40,0	56,3	72,4
	使用	料有	90円	60円	00円	20円	20円	50円	80円	70円
	する	料の								
	場合	場合								
	その	入場	26,9	40,1	23,1	30,8	53,9	67,0	94,1	121,
	他の	料無	00円	80円	00円	20円	20円	80円	00円	000円
催し	料の									
に使	場合									
用す	入場	80,9	120,	69,3	92,5	161,	201,	282,	363,	
る場	料有	30円	410円	70円	00円	870円	340円	280円	210円	
合	料の									
場合	場合									
武 道 館	アマ	入場	2,00	2,70	1,51	2,01	3,52	4,70	6,22	8,22
	チュ	料無	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	アス	料の								
ポ-	場合									
ツに	入場	6,11	8,21	4,64	6,16	10,8	14,3	19,0	25,1	

	使用料の有無 する場合	0円	0円	0円	0円	00円	20円	10円	20円
その他に使用する場合	入場料無料の場合	10,330円	13,730円	7,650円	10,200円	17,850円	24,060円	31,580円	41,910円
	入場料有料の場合	31,120円	41,460円	23,100円	30,820円	53,920円	72,580円	95,380円	126,500円

別表第1備考第1号中「1,910円」を「2,110円」に改め、同表備考第2号中「5,820円」を「6,410円」に改め、同表備考第3号中「9,660円」を「10,630円」に改め、同表備考第4号中「29,110円」を「32,030円」に改め、同表備考第5号中「2,800円」を「3,080円」に改め、同表備考第6号中「8,420円」を「9,270円」に改め、同表備考第7号中「14,000円」を「15,400円」に改め、同表備考第8号中「42,040円」を「46,250円」に改める。

別表第2中「1,230円」を「1,360円」に、「820円」を「910円」に、「4,510円」を「4,990円」に、「250円」を「280円」に、「170円」を「190円」に改める。

別表第3中「980円」を「1,080円」に、「4,900円」を「5,400円」に改める。

別表第4運動用具の部トランポリン（松下体育館）の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第58号

和歌山市立市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市立市民温水プール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市立市民温水プール条例の一部を改正する条例

和歌山市立市民温水プール条例（昭和59年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7月1日から9月30日までの項中「350円」を「400円」に、「170円」を「200円」に改め、同表10月1日から翌年の6月30日までの項中「570円」を「650円」に、「280円」を「320円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

期間	午前（10時から12時まで）	午後（12時から17時まで）	夜間（17時から20時まで）	午前午後（10時から17時まで）	午後夜間（12時から20時まで）	全日（10時から20時まで）
7月1日から9月30日まで	12,770円	32,250円	27,880円	45,020円	60,130円	72,900円
10月1日から翌年の6月30日まで	25,800円	64,520円	55,880円	90,320円	120,400円	146,200円

附 則

- この条例は、令和6年6月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第59号

和歌山市漁港管理条例及び和歌山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市漁港管理条例及び和歌山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市漁港管理条例及び和歌山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(和歌山市漁港管理条例の一部改正)

第1条 和歌山市漁港管理条例(昭和43年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(和歌山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 和歌山市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第22号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第60号

和歌山市中央卸売市場運営基金条例の制定について
和歌山市中央卸売市場運営基金条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市中央卸売市場運営基金条例

(設置)

第1条 和歌山市中央卸売市場の将来にわたる運営の健全化を図るため、和歌山市中央卸売市場運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号

和歌山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
和歌山市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第47号）の一部を次のように改正
する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第62号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
和歌山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第63号

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例

和歌山市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項第3号エ中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第38条第1項第2号中「、主要構造部を耐火構造とし」を「、特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2に規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）が耐火構造のもの」に、「（耐火構造）」を「（特定主要構造部を耐火構造としたもの）」に改め、「合計が100平方メートル」の次に「（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、5階以上の部分の壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを難燃材料としたものにあつては200平方メートル）」を加え、「又は主要構造部を耐火構造とし」を「又は特定主要構造部が耐火構造のもので」に改め、「合計100平方メートル」の次に「（5階以上の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあつては200平方メートル）」を加え、同条第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、「（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。）」及び「（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）」を削る。

第41条第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第64号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の4中第1項第1号ア（ア）a（a）中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）」に改める。

第19条の5の見出し中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物省エネ法」に改め、同条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に改め、同項第1号ア（ア）a中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物省エネ法」に改め、同条第2項及び第4項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等施行規則」に改める。

第31条第2号イ（オ）中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に改める。

第32条の2第10号ア中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の2第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第32条の2第10号アの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第31条第2号イ（オ）の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第32条の2第10号アの規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第65号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結したいので、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約の始期	令和6年4月1日
契約の金額	10,912,000円を上限とする額
費用の支払方法	監査の結果に関する報告提出後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、契約の範囲内で前払いをすることができる。
契約の相手方	住所 XXXXXXXXXX 氏名 大川幸一 資格 公認会計士